

## 笠原地区の文化・体育施設の指定管理者の選定について

## 1. 選定の方針

笠原中央公民館へ笠原児童館を機能統合した後、令和6年4月に開館する笠原交流センターを含む笠原地区の文化・体育施設の指定管理者選定については非公募とし、現在の笠原地区の文化・体育施設の指定管理者である（公財）多治見市文化振興事業団を令和7年度末まで継続する。

※根拠 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する施行規則第2条第3項第8号

## 2. 現施設の指定管理者

(1) 笠原中央公民館（指定管理者：（公財）多治見市文化振興事業団）

- 笠原地区の文化・体育施設（図書館笠原分館、笠原体育館を含む）一体の管理運営
- 指定管理期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

(2) 笠原児童館（指定管理者：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団）

- 指定管理期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（1年間）

※前の指定管理期間は、笠原中央公民館への機能統合を見据え、令和2年4月1日から令和5年3月31日の3年間。（令和5年度は非公募で1年延伸）

## 指定管理期間

|                                                                      | R4     | R5 | R6  | R7 | R8以降 |
|----------------------------------------------------------------------|--------|----|-----|----|------|
| (1)指定管理者:文化振興事業団<br>「笠原地区の文化・体育施設」<br>・笠原体育館<br>・笠原中央公民館<br>・図書館笠原分館 |        |    |     |    |      |
|                                                                      | R3からR7 |    |     |    |      |
| (2)指定管理者:ワーカーズコープ<br>・笠原児童館                                          |        |    |     |    |      |
|                                                                      | R2からR4 |    | 非公募 |    |      |
| 「笠原地区の文化・体育施設」<br>・笠原体育館<br>【機能統合】<br>・笠原交流センター<br>指定管理者：文化振興事業団     |        |    |     |    |      |
|                                                                      |        |    |     |    | 公募   |

### 3. 非公募とする理由

#### (1) サービスの継続性及び指定に係る事務の効率化が図られること

- ① 新設ではなく主要な施設管理・運営については笠原中央公民館のため、従来のサービスを継承できる。(精華交流センターと同じ)
- ② 公民館機能と児童館機能の運営については、根本交流センターや精華交流センターにおいても実績がある。
- ③ 施設の大規模改修後の開館に伴い、施設改修箇所や改善内容を熟知している現施設管理者とすることで、効率的な事務手続き、施設運営が可能となる。

#### (2) 笠原地区の文化・体育施設の一体的な管理運営の特質があること

- ① 併設する笠原体育館も一体的に管理・運営する必要がある。
- ② 施設内図書室については、図書館分館から公民館図書室及び児童館図書室とするが、図書システムの運用等の従来サービスを継続する必要がある。
- ③ 上記に関係し、図書館本館と連携を行う必要がある。

#### (3) 指定管理期間及び事業や雇用の継続性を考慮したこと

- ① 笠原児童館の指定管理期間が令和5年3月31日で満了(非公募で1年延伸)。
- ② 笠原中央公民館の指定管理期間が令和8年3月31日であり、2年間を残し協定を破棄した際には、雇用、継続事業へ支障をきたす。

### 【参考】多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する施行規則

#### 第2条第3項 公募を行う必要がない合理的な理由

- (8) 複数施設を統合して設置した施設の指定管理者に当該施設に統合された施設（以下「統合前施設」という。）の指定管理者を引き続き指定（2年以内かつ当該指定管理者を統合前施設の指定管理者として指定した期間（以下「統合前施設指定期間」という。）の範囲内の指定に限る。）する場合で、サービスの継続性及び指定に係る事務の効率化が図られると認められる場合。ただし、統合前施設指定期間の2分の1以上を経過していない場合及び当該指定管理者の統合前施設の管理状況が良好でない場合を除く。